

障害福祉サービスの月額負担上限額の引き下げ

一般世帯の月額負担上限額について、40,200円から介護保険と同様の額の37,200円に引き下げる。

<参考>

利用者本人の属する世帯の収入等に応じて、以下の4区分に設定

- ①生活保護：生活保護世帯に属する者
- ②低所得1：市町村民税世帯非課税であって、支給決定に係る障害者又は障害児の保護者の収入が年間80万円以下の者
- ③低所得2：市町村民税世帯非課税である者
→ 障害者を含む3人世帯で障害基礎年金1級を受給している場合、概ね300万円以下の収入に相当。
- ④一般：市町村民税課税世帯

